

別表第1の2(第6条関係) 第7条第5号に規定する事項

第一種適格電気通信事業者名

年度分
(単位 円)

役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合計
1 施行規則第14条第2号イに掲げるもの				
2 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの				
合計				

注1 他人資本費用の額は、次の式により計算すること。

当該役務の細目に係るレートペース×他人資本比率×他人資本利率

2 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定すること。

3 当該役務に係るレートペースの額は、次に掲げる式により計算すること。

当該役務に係るレートペース=(当該役務の提供に係る正味固定資産価額×(1+繰延資産比率+投資等比率+貯蔵品比率)+運転資本)×原価及び利潤の算定期間

4 正味固定資産価額は、電気通信事集会計規則第5条第1項に基づき作成した固定資産等明細表の差引期末残高を基礎として、算定された額とする。

5 繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第2様式第2に記載された指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産(指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。)の額の占める比率並びに電気通信事集会計規則別表第2様式第1に記載された固定資産の額から同表様式第1に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定すること。

6 運転資本の額は、次に掲げる式により計算すること。

運転資本=対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。) \times (算定対象電気通信役務の提供から当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金の収納までの平均的な日数/三百六十五日)

7 他人資本利率は、社債、借入金及びリース債務(以下「有利子負債」という。)に対する利率並びに有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとすること。

8 有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負

債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定すること。

- 9 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とすること。
- 10 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算すること。
自己資本費用＝第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額(当該役務の提供に係るものに限る。)×自己資本比率×自己資本利益率
- 11 自己資本比率は、一から他人資本比率を差し引いたものとする。
- 12 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この別表において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすること。
期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ×(他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)
- 13 β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とすること。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。
- 14 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること。
利益対応税＝(自己資本費用＋第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額(当該役務の提供に係るものに限る。))×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率)×利益対応税率
- 15 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定すること。
- 16 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とすること。